**○運賃割増率**

１．品目別割増

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内訳 | 割増率 |
| 易　損　品 | １．レントゲン機械，電子計算機等精密機　　 　器及びその部品 ２．宮，みこし，仏壇，神仏像 ３．ピアノ，その他楽器類及びその部品又 　は付属品 ４．度量衡器及びその部品 | ●割以上の臨時の約束による。 |
| 危　険　品 | １．高圧ガス保安法に定める品目 ２．消防法に定める品目 ３．毒物及び劇物取締法に定める品目 | ●割以上の臨時の約束による。ただし特定毒物については，●割以上の臨時の約束による。 |
| ４．火薬類取締法に定める品目 ５．放射性物質及びこれに類するもの | ●割以上の臨時の約束による。 |
| 特 殊 物 件 | １．引越荷物，生きた動物，鮮魚介類 | ●割 |
| ２．屍　体 | ●割 |
| 汚 わ い 品 | 生さなぎ，骨の類，ぼうこう，あま皮，うろこ，内臓，塵芥等の廃棄物，し尿 | ●割 |
| 貴重品，高価品 | 貨幣，証券類，貴金属その他高価品で標準貨物自動車運送約款第９条第１項に掲げる貨物 | ●割以上の臨時の約束による。 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

２．特大品割増

|  |  |
| --- | --- |
| １個の長さが荷台の長さにその長さの１割を加えたもの，重量１トン又は容積５立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが３.８メートル以上又は長さが１２メートル以上となるもの。 | ●割以上の臨時の約束による。 |

３．悪路割増

|  |  |
| --- | --- |
| 道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所ならびに自動車道以外の場所に限る。 | ●割 |

４．冬期割増

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地域 | 期間 | 割増率 |
| 北海道 | 自　11月16日 | ●割 |
| 至　４月15日 |
| 青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県 | 自　12月１日    至　３月31日 | ●割 |
|
|
| 岩手県のうち,北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち,会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち,高山市・大野郡・下呂市・郡上市 |
|
|
|
|
|

５．地区割増料

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 車種別  地　域 | 小型車 | 中型車 | 大型車 | トレーラー |
| 東京都特別区、大阪市 | ●円 | ●円 | ●円 | ●円 |
| 札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、船橋市、川崎市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、東大阪市、堺市、尼崎市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市 | ●円 | ●円 | ●円 | ●円 |
|

※小型車は「2t車まで」、中型車は「6ｔ車まで」、大型車は「14ｔ車まで」、トレーラーは「20ｔ車まで」の各「上限値・下限値（H11年）の平均値」を算出

**○積込料及び取卸料**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 上限 | 下限 |
| ●時間ごとに | ●円 | ●円 |

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受

※作業員１人あたりの料金

**○Ⅰ．距離制運賃料金適用方　９．特殊車両割増の別表**

※告示に規定される冷蔵・冷凍車両以外の特殊車両に係る割増率は、下表のとおりとします。

|  |  |
| --- | --- |
| 特　殊　車　両 | 割増率 |
| ダンプ車両 | ●割 |
| タンク車両 | ●割 |
| 海上コンテナ車両 | 4割 |
| 積載型トラッククレーン車両（ユニック車両等） | ●割 |
| 塵芥車両 | ●割 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |